**業務委託契約書（再委託禁止条項付き）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に業務を委託するにあたり、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲は乙に対し、本契約に基づき業務を委託し、乙はこれを受託する。甲および乙は、本契約を誠実に履行し、円滑な業務遂行を図ることを目的とする。

**第2条（定義）**
１　本契約において「業務」とは、別紙業務仕様書に定める内容をいう。
２　「成果物」とは、乙が業務遂行の結果として甲に引き渡す一切の成果をいう。
３　「秘密情報」とは、甲乙が業務遂行に関連して知り得た営業上・技術上その他一切の非公開情報をいう。

**第3条（業務の委託及び遂行）**
１　甲は乙に対し、業務を委託する。
２　乙は善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行する。
３　乙は業務遂行に必要な人員・資材を自己の責任と負担において確保する。

**第4条（再委託の禁止）**
１　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
２　甲が承諾した場合であっても、乙は再委託先に対して本契約における乙の義務と同等の義務を負わせなければならず、再委託先の行為について一切の責任を負う。
３　本条に違反して再委託がなされた場合、甲は本契約を解除でき、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

**第5条（報酬及び支払方法）**
１　甲は乙に対し、業務遂行の対価として、別紙に定める報酬を支払う。
２　支払時期・方法は別途協議のうえ定める。
３　乙は報酬支払請求の際、業務完了報告書を添付するものとする。

**第6条（成果物の権利帰属）**
１　業務の成果物に関する著作権その他の知的財産権は、特段の合意がない限り甲に帰属する。
２　乙は成果物に関し著作者人格権を行使しない。

**第7条（秘密保持）**
１　乙は、業務遂行にあたり知り得た甲の秘密情報を第三者に開示・漏洩してはならない。
２　本条の義務は契約終了後も存続する。

**第8条（契約期間）**
本契約の有効期間は、契約締結日から●年●月●日までとする。ただし、期間満了前であっても甲乙の合意により延長できる。

**第9条（解除）**
甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて催告し、是正されないときは本契約を解除できる。

**第10条（損害賠償）**
甲または乙が本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、当該当事者は相手方に対してその損害を賠償する責任を負う。

**第11条（契約終了後の措置）**
契約終了時、乙は速やかに甲から受領した資料・データを返還または廃棄しなければならない。

**第12条（不可抗力）**
天災地変その他不可抗力により業務履行が困難となった場合、甲乙は互いに協議のうえ解決する。

**第13条（準拠法・合意管轄）**
本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関する紛争は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

●年●月●日

甲：●●株式会社
所在地：
代表者：

乙：●●株式会社
所在地：
代表者：